

入 札 公 告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 8 年 7 月 16 日

日南警察署長

1 競争入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 複写サービス（3 台一式）に係る単価契約
- (2) 物品の特質等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで（60 月）
- (4) 納入場所 日南警察署（指定場所）
- (5) 入札方法 (1) の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は上記 1 の (3) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
- (2) 県は (1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有するもの。
 - イ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
 - ウ 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であり、機器の初期設定、取り付け作業まで完了できる者であること。

エ 本件の物品について、納入先の求めに応じ、保守、点検、修理、部品の提供取替等のアフターサービスに速やかに対応できると認められる者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

キ 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店もしくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店もしくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者でないこと。

ク 仕様書に定められたサービスを確実に履行できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)のイの資格条件を満たすことを証明する書類の写しを入札説明書及び仕様書を受け取りの際に提出すること。なお、入札参加者は当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 競争入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次の必要書類を令和8年7月29日（水）午後5時までに下記11の場所に提出しなければならない。（書留郵便に限り郵送での提出可。ただし、令和8年7月29日（水）午後5時必着とする。）

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 入札参加届（参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。）
(2) 製品仕様適合書及びカタログ

5 契約条項を示す場所・期間及び入札説明書・仕様書等の交付の場所・期間

- (1) 場所
〒887-0021 日南市中央通1丁目9番地1
日南警察署会計課
電話番号 0987-22-0110
(2) 期間
令和8年7月16日（木）から令和8年7月29日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所
〒887-0021 日南市中央通1丁目9番地1
日南警察署会計課
電話番号 0987-22-0110
(2) 期間
令和8年7月16日（木）から令和8年7月29日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

7 入札・開札の日時・場所及び入札書の提出方法

- (1) 場所
日南市中央通1丁目9番地1
日南警察署 別棟講堂
- (2) 日時
令和8年7月30日（木）午前11時00分
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。
ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。
イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国又は地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

- (1) 60か月分を想定した予定数量によって算出した推定総金額が、予定価格以内で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

〒887-0021 日南市中央通1丁目9番地1
日南警察署会計課
電話番号 0987-22-0110

12 その他

この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書及び仕様書による。

入 札 説 明 書

日南警察署が行う複写サービス（３台一式）に係る条件付一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記12に記載された者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についてはの不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 入札に付する事項

(1) 品名等

複写サービス（３台一式）に係る単価契約

(2) 契約期間

令和８年10月１日から令和13年９月30日まで（60月）

（地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約）

(3) 納入場所

日南市中央通１丁目９番地１ 日南警察署１階、２階及び３階の指定場所

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例81号）第２条第１項第１号の規定による契約であり、県は上記１の(2)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

- (2) 県は前項の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、入札公告の３に掲げる要件を全て満たす者とする。

4 物品の仕様及び関係書類提出日時

(1) 物品の仕様

仕様書のとおり

(2) 提出書類

ア 入札参加届（提出後、入札に参加しないこととした場合は、理由書を記載した辞退届を書面で入札の前日までに提出すること。）

イ 製品仕様適合書及びカタログ（仕様書の条件に関する箇所をマーカー等でチェックしておくこと。）

(3) 提出期限

令和８年７月２９日（水）午後５時まで（書留郵便で提出の場合も同日午後５時必着と

する。)

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 入札日時及び場所

令和8年7月30日(木) 午前11時00分

日南警察署 別棟講堂

6 入札書の記載方法

入札金額は、基本複写サービス料金については、複写サービス期間を60月とした場合における1月あたりの金額を記載すること。また、基本複写サービス料金は、モノクロ機にあつては1月の複写枚数を2台合計の使用枚数として、カラー複合機は1台の使用枚数で算出すること。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書の表記金額は訂正できない。

7 入札の方法

- (1) 入札者は、所定の入札書を封書にして、かつ、封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「複写サービス(3台一式の単価契約)」と記載の上、5に示した日時及び場所に持参により提出しなければならない。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式による委任状を提出するほか、入札書に入札者の住所及び氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)を記載し、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (3) 入札金額は、物品価格のほか輸送費、保険料、関税等の一切の経費を含めた額である。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。

なお、入札書の表記金額の訂正はできない。

- (5) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (6) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額・氏名・印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

10 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札をしなかった者
- (3) 連合その他不正な行為があった入札をした者

11 落札者の決定の方法

- (1) 60月分として想定する予定数量によって算出された推定総金額が予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 当該事務を担当する部局

日南市中央通1丁目9番地1 日南警察署会計課
電話番号 0987-22-0110

13 11(1)に係る予定数量とは、次に示す1月分の予定複写枚数を60倍したものを指す。

1階・3階・・・モノクロ	14,000枚
2階・・・・・・・・モノクロ	5,000枚
カラー	1,000枚

14 11(1)に係る「推定総金額」の算出方法

推定総金額＝〔A＋(B×1,000枚)＋C＋(D×1,000枚)＋(E×1,000枚)〕×60月

※A～1階・3階2台合計のモノクロ基本複写サービス料（13,000枚含む。）

B～1階・3階モノクロ13,001枚からの1枚当たりの単価

C～2階モノクロ基本複写サービス料（4,000枚含む。）

D～2階モノクロ4,001枚からの1枚当たりの単価

E～2階フルカラー1枚目からの1枚当たりの単価

複写サービス（電子複写機）仕様書

1 目的

本書仕様は、日南警察署（以下、「甲」という。）で使用する複写機について必要な事項を定める。

2 契約の範囲

本契約の範囲は、機器の運搬設置、調整、検査、保守、契約終了後の機器撤収及び甲に対する諸手続きを含むものとする。

本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者（以下、「乙」という。）において充足するものとする。

3 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

4 機器仕様

導入する機器の機器仕様は、別表 1 のとおりとする。

5 設置場所及び数量

日南警察署	1 階	交通課	1 台（モノクロ）
	2 階	警務課	1 台（モノクロ・カラー）
	3 階	刑事課	1 台（モノクロ）

6 入札金額の算出基礎

- (1) 入札書の複写サービス基本料金は、複写サービス期間 60 月の 1 月分（モノクロ機 13,000 枚、カラー機白黒 4,000 枚分の複写サービス料込）を記載すること。
- (2) 入札書の複写サービス料は、1 月分の複写サービス基本料の枚数を控除した枚数で 1 枚あたりの単価を記載すること。

7 据付、調整

事前に甲と連絡を取り、3 に示す期日の初日までに機器の導入、据付、接続、環境設定、動作確認を行うこと。

8 保守及び補償

- (1) 複写機を常時正常な状態で使用できるように、1 ヶ月に 1 回以上定期的に技術社員を設置場所に派遣して点検及び調整を行うこと。
- (2) 通常業務時間内（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分）に複写機が故障した場合は、天災地変その他やむを得ない場合を除き、連絡後 2 時間以内に点検に着手するものとし、可能な限り早急に使用可能な状態に回復させること。
- (3) 乙は、複写機を常時正常な状態で使用するために必要な消耗品（用紙を除く。）の交換を行うこと。また、その料金は複写サービス料金に含めること。
- (4) 複写機の保守受付の時間帯は 24 時間 365 日とし、夜間・祝日・年末年始の時間帯において障害が発生した際の保守専用窓口の連絡先を提示するとともに、連絡後、業務開始の平日において早急に修理保守作業を開始すること。

なお、保守期間は、契約期間全体とする。

- (5) 甲の過失による故障の場合を除き、乙は機器を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、機器の故障によって甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の機器を甲に無償でできるように措置するものとする。

なお、無償の範囲には、ケーブルなどの周辺装置も含めるものとする。

9 注意事項

- (1) 乙は、甲に引渡しを完了するまでの間、機器材料の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故については、その責を負うものとする。
- (2) 納入に際し、甲が不要と判断する梱包材、付属品等は乙の責任において撤去すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は甲に問い合わせること。
- (4) 契約終了後には、内蔵する記憶装置を甲に引渡し、甲にて処分又は記憶を読み取れない状態にして乙へ返納するものとする。
- (5) 請求については、毎月月締めで行うものとする。また、その請求に係る使用枚数については、毎月乙の責任において確認を行うものとし、当該請求の際に、使用枚数を確認した文書（以下「確認文書」という。）を甲に提出しなければならない。
- (6) 乙が点検と調整のためにした複写及び乙の責めに帰すべき原因による不良複写に係る複写枚数は、月間複写枚数から除くものとする。

別表1

複写機仕様一覧

区 分		
設置場所:日南警察署	1階 交通課 ・ 3階 刑事課	2階 警務課
台 数	2台	1台
メモリ容量	3GB以上	
HDD容量	160GB以上	
原稿サイズ	A3以上	
複写サイズ	A3～A5、郵便はがき	
解像度 読み取り	600dpi以上	
解像度 書き込み	600dpi以上	
階調数	256階調	
カラー対応		フルカラー
ウォームアップ	30秒以下	35秒以下
ファーストコピー	4. 0秒以下	カラー5. 5秒以下、モノクロ4. 5秒以下
連続複写速度(A4)	55枚以上/分	50枚/分以上(モノクロ、カラーとも)
複写倍率	等倍、固定倍率、任意倍率25～400%(1%きざみ)	
給紙方法	500枚以上×4トレイ+手差し100枚以上	
自動原稿送り機能	有すること	
自動両面原稿送り機能	有すること	
連続複写枚数	999枚以上	
各種機能	自動用紙選択機能	
	自動倍率選択機能	
	自動濃度調整機能	
	自動両面コピー機能	
	ソート機能	
	集約コピー機能	
	HDD残存データ消去機能	
最大消費電力	1. 5KW以下	
電源	AC100V、15A	
その他	カラーコピーについては、カード管理ができること。(カード1枚) 新品に限る。 「グリーン購入法」の判断基準に適合していること。 「日本エコマーク」の複写機基準に適合していること。 「国際エネルギースタープログラム」の基準に適合していること。	